

◆歴史の改ざん裁判と映画「靖国」

映画「靖国」は関西でも五月一〇日から第七芸術劇場で上映が開始された。初日は満席(約百席)で入りきれず、別会場でプロジェクト上映された。その後平日でも補助席を設けるほどの入りだという。

発端となった稲田朋美議員は、「そんなつもりはなかった」というが、試写会要求は「事前検閲」に等しいものだった。彼女の平生のタカ派言動に右翼支持者が過剰反応したところだが、稲田にはそのくらの読み込みもあつたであろう。

稲田は「百人斬り訴訟」で主任弁護人を務めたが、全面敗訴した経緯がある。その後大阪の小泉靖国参拝訴訟で徳永信一弁護士と組み、これに「補助参加」制度を利用し介入する。裁判所は何れも採用しなかったが、繰り返し申立てることによって終始弁論の機会を確保した。この二次提訴では台湾原住民が原告に参加するが、控訴審で大阪高裁は画期的な違憲を判断した。

映画「靖国」ではこの時の原告代表のチワス・アリさんらが登場し、靖国合祀を拒否、「還我祖霊(祖先の霊を連れ戻そう)」と靖国神社前で行動する。稲田自身も「この映画のメインキャストはこれら原告らである」としているように、よほど不快だったのであろう。

その後稲田は小泉チルドレン刺客として、福井から立候補し議員となるが、徳永弁護士らの次の一手は、大江健三郎や岩波書店を相手にいわゆる沖繩「集団自決」をめぐる裁判だった。絶版となった曾野綾子の著書を論拠に、藤岡らの自由主義史観研究会などと組み、梅沢らを説得して名誉毀損とした。これに対して裁判の終結を待たず文科省は教科書修正意見を提示した。このタイミングは政・官との何らかのパイプなくしては考えられない。

「軍命令はなかった、県民の自発的な美しい死であつた」とする歴史の歪曲に、沖繩県民の怒りは頂点に達した。しかし、この裁判も今年三月二十八日大阪地裁は原告らの請求を全面却下した。一方これを不服として原告らは控訴し、六月二五日には控訴審第一回が行われる。文科省の検定意見の完全撤回と控訴審勝利への闘いはこれからも続けられる。一方、小泉靖国訴訟はその後遺族らの「靖国合祀拒否訴訟」として提起、六月一〇日の第一〇回公判はいよいよ証人尋問に移る。

(和田喜太郎／しないさせない戦争協力関西ネット)

観

関 西

測

◆普天間・嘉手納・住宅地で我が物顔の米軍

三月に来沖した友人が観たいと願ったデイゴの花が咲き緑葉に映えてサンニンの白い花も盛りだ。二四節気の一つ、小満を迎えて遅い梅雨入りとの予測だが今朝の空はそんな

気配だ。我が物顔に振る舞う米軍には地域住民の主権も人権も霞んで見えるらしい。普天間基地では昨年の八月の日米合意の場周経路が守られずヘリや輸送機が市の全域を飛び回る。「基地被害一〇番」によると墜落の不安や騒音ストレスによる体調不良、赤ちゃんや幼児の不眠を訴えるものも多い。危険性除去を強調していた仲井眞県政が初の市へのヒヤリング。伊波市長は「国や米軍の言う事だけでなく現実に起こっている問題を中心に考えて欲しい」とあいさつした。

嘉手納基地からF15戦闘機の未明・早朝の離陸が常態化している。地元町議会の抗議・要請に対し「パイロットの安全、保護のために必要」と米軍が答えれば、「騒音規制措置に沿った運用だ」と同調する沖繩防衛局。飛行コース直下の砂辺地区では住民が隣の米軍人の度重なる騒ぎに耐えられないと退去を求めた。上司の判断で基地内転居が決まったものの。基地外に住む軍人は多く、軍隊をバックにした隣人との緊張関係が強いられる。沖繩市で相次いで起きたタクシー強盗事件は、C・シユワブや普天間飛行場所属の若い海兵隊員によるもの。今月は北谷町の衣料品店から盗みの疑いで二少年が書類送検されており、永すぎる駐留で軍人の子どもたちによる犯罪も増えている。事件とは違うが、軍車両に限定された高速料金金の免除が公然と一般車両にも流用されて来たことも明らかになった。

昨年の教科書問題で政府・文科省の頑なな姿勢に一一万余の県民が異議を申し立てた。その波紋が緩やかに広がっている。戦争体験のない記者たちが熱心に「沖繩戦」を追い、若い人たちは記録フィルムの上映会で学び始めた。沖尚の高校生が本土の中学生に出前でレクチャーなんて素敵な場面も生まれている。

沖 縄

(野口裕子／沖繩・一坪反戦地主会関東ブロック)